

令和 年 月 日
群馬県立富岡実業高等学校

保護者 様

登校の時期についてのお願い

年 組 さんは、学校保健安全法施行規則第18条の「学校で予防すべき感染症」の第2種、または第3種の()と診断されましたので、出席停止となりました。出席停止期間の基準は下記のとおりですので、登校する時は必ず担当医師の証明をいただいて持参させてください。

記

第2種	新型コロナウイルス感染症	発症した後5日、かつ、症状は軽快した後1日を経過するまで
	インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く)	発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん(三日はしか)	発しんが消失するまで
	水痘(みずぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで
	咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消退した後2日を経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで

注)群馬県は、第3種その他の感染症(感染性胃腸炎・マイコプラズマ肺炎・溶連菌感染症など)は出席停止感染症に指定していません。

----- き り と り -----

治 療 証 明 書

群馬県立富岡実業高等学校長 様

年 組

上記の生徒は____月____日より()により出席停止となっていましたが、感染のおそれなくなったので、____月____日より登校しても差し支えないと思われます。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名

印